

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	印鑑登録ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課、各区市民部戸籍住民課、北区市民部篠路出張所、南区市民部定山溪出張所	
4	個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録証明書を発行するため	
5	記録項目	1 氏名（漢字）、2 氏名（カナ）、3 生年月日、4 住所、5 性別、6 住民コード、7 印影、8 印鑑登録番号、9 登録状況、10 登録状況の理由、11 印鑑登録証発行日、12 証明制限情報、13 照会番号、14 照会日、15 申請日、16 登録日、17 登録事由、18 本人確認方法、19 廃印日、20 回答期限日、21 回答日、22 照会取消日、23 取消理由、24 本登録日、25 回復日、26 照会書再発行日 （外国人の場合） 27 氏名（アルファベット）、28 漢字併記名、29 通称名（漢字）、30 通称名（カナ）	
6	記録範囲	印鑑登録者及び印鑑登録照会手続き中の者並びに印鑑登録を廃止した者	
7	記録情報の収集方法	印鑑登録申請書、印鑑登録廃止申請書	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	請求者	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－
19	備考	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	戸籍ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課、各区市民部戸籍住民課、北区市民部篠路出張所、南区市民部定山溪出張所	
4	個人情報ファイルの利用目的	戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく証明発行、届出処理及び火葬許可証発行のため	
5	記録項目	1 本籍、2 筆頭者氏名、3 父母の氏名、4 父母との続柄、5 養父母の氏名、6 養父母との続柄、7 配偶者区分、8 名、9 出生年月日 10 戸籍事項、11 身分事項、12 犯歴、13 成年後見登記、14 不受理申出	
6	記録範囲	札幌市に本籍を有する者及び戸籍届出をした者	
7	記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請、嘱託、請求、通知	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含む。	
9	記録情報の経常的提供先	請求者	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	請求者	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	戸籍受附帳ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課、各区市民部戸籍住民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく証明発行のため	
5	記録項目	1届出年月日、2届出の種類、3届出事件本人の氏名・本籍	
6	記録範囲	札幌市にて届出がなされた戸籍届及び札幌市本籍人に係る戸籍届	
7	記録情報の収集方法	戸籍届出	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	請求者	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	戸籍附票ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課、各区市民部戸籍住民課、北区市民部篠路出張所、南区市民部定山溪出張所	
4	個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく証明発行、届出処理のため	
5	記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本籍地、5 筆頭者氏名、6 履歴を含む筆頭者、7 住所、8 構成員氏名、9 履歴を含む構成員住所、10 異動事由、11 履歴を含む住定日、12 記載事由、13 作成・改製年月日、14 届出年月日、15 在外選挙人名簿登録市町村名、16 在外選挙人名簿登録日、17 在外選挙人名簿抹消日、18 住民票コード	
6	記録範囲	札幌市に本籍を有する者	
7	記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出、住民基本台帳法に基づく他市区町村からの通知	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない。	
9	記録情報の経常的提供先	請求者	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている ときはその旨	－
19	備考	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	住居表示の新旧対照表ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課	
4	個人情報ファイルの利用目的	住居表示の変更証明書を発行するため。	
5	記録項目	1 氏名、2 旧住居表示、3 新住居表示、4 住居表示実施期日	
6	記録範囲	住居表示実施により住所が変更になった者	
7	記録情報の収集方法	住民基本台帳に基づく実地調査	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない。	
9	記録情報の経常的提供先	請求者	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考	対象は住居表示実施が平成 24 年度以降のもの	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課、各区市民部戸籍住民課、北区市民部篠路出張所、南区市民部定山溪出張所	
4	個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく事務を行うため	
5	記録項目	1 氏名（漢字）、2 氏名（カナ）、3 生年月日、4 性別、5 世帯主の氏名、6 世帯主との続柄、7 住所、8 住定日、9 最初記載日、10 届出年月日、11 前住所、12 前住所世帯主、13 転出地、14 転出（予定）日、15 転出届出日、16 転入通知処理年月日、17 住民コード、18 住民票コード、19 個人番号、20 作成事由、21 除票年月日、22 除票事由、23 改製年月日、24DV 支援期限 （日本人について） 25 旧氏（漢字）、26 旧氏（カナ）、27 市民となった年月日、28 本籍地、29 筆頭者 （外国人について） 30 氏名（アルファベット）、31 漢字併記名、32 通称名（漢字）、33 通称名（カナ）、34 外国人住民となった日、35 国籍・地域、36 第 30 条の 45 に規定する区分、37 在留資格、38 在留カード等の番号、39 在留期間等、40 在留期間等の満了の日	
6	記録範囲	札幌市に住民登録した者	
7	記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出、住民基本台帳法に基づく他市区町村からの通知	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	北海道知事、請求者	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） ☐ 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	該当	

	人情報ファイルである旨	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
		(所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
19	備考	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	人口動態事件簿ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課、各区市民部戸籍住民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	統計法、人口動態調査令及び人口動態調査令施行細則に基づく報告のため	
5	記録項目	人口動態調査令施行細則第六条関係様式第一号から様式第十号までに掲げる事項	
6	記録範囲	札幌市各区に届出が行われた出生・死亡・死産・婚姻・離婚の各届書記載事項	
7	記録情報の収集方法	出生・死亡・死産・婚姻・離婚の各届出	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	厚生労働省	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	届書等情報ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課、各区市民部戸籍住民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく証明発行のため	
5	記録項目	1 届出の種類、2 届出人氏名、3 事件本人の氏名、4 事件本人の生年月日、5 事件本人の本籍、6 証人の氏名、7 証人の生年月日、8 証人の本籍	
6	記録範囲	札幌市に届出がなされた戸籍届・不受理申出・支援措置に伴う届書等への申入書に記載がある者	
7	記録情報の収集方法	届出	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含む。	
9	記録情報の経常的提供先	請求者、戸籍情報連携システム	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	請求者	
12	個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		